

H28-31 国営明石海峡公園
運営維持管理業務
個別仕様書

【施設・設備維持管理業務】

平成28年1月

国土交通省近畿地方整備局

第1編 総則

第1条 適用

本個別仕様書は、H28-31 国営明石海峡公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園管理業務の特性を踏まえ、共通仕様書、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第3条 事前協議等

事業者は、共通仕様書、国営明石海峡公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、近畿地方整備局の指定する調査職員等と事前に協議するものとする。

第4条 業務実施体制

事業者は、業務実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員等に提出し、承諾を得なければならない。また、業務実施体制に変更が生じた場合は、その都度、提出しなければならない。

第5条 業務実施体制の点検

事業者は「公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第13条2により近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

第6条 基本事項

1. 施設・設備維持管理は、業務責任者の責任のもと実施することとする。
2. 事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。
なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。
3. 事業者は、全園の施設・設備の状況を把握し、当該年度の予算の状況を踏まえ、必要性および効果の高いものを優先し、維持・補修を行うよう、年間の施設管理計画を作成する。
4. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。
5. 管理体制人員は、円滑な維持管理運営を行うため、弾力的に配置するものとする。
6. 提供物品は事業者に貸与するが、物品類の修理等は調査職員等に報告の上、事業者が行うこととする。(参考資料6「提供施設一覧表(建築物・機械器具・備品)」参照)
7. 設備及び提供物品は事業者の注意義務で管理すること(参考資料17「提供施設等の取り扱い」、参考資料18「取得した備品等の取扱い」参照)。

- 8 . 業務効率化に向けた設備及び物品を事業者が導入する場合は、事前に調査職員等と協議し、承諾を受けた上で、事業者の負担にて行うこと。
- 9 . 作業従事者の身分保障、健康管理、服務規律は事業者の責任において行うこと。
- 10 . 作業従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。
- 11 . 業務責任者を含めた全てのスタッフは調査職員等の指定する名札を作成し着用すること。
- 12 . 事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告すること。
- 13 . 作業の前に周囲の床、壁、機器などの損傷を与えないように養生を行うこと。
- 14 . 作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行うこと。

第7条 安全管理等

- 1 . 常に公園管理者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。
- 2 . 車両の運転については、参考資料17「業務入園規則」に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を妨げない運転・駐停車・作業態度等に努めるとともに、別途発行する車両運行許可証を前面に提示し、参考資料17「業務入園規則」を遵守して走行するものとする。なお、園内の車両通行の際は15km/h以下とする。
- 3 . 作業用車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
- 4 . 持込可能な車種及び走行可能ルートについては、参考資料19「業務入園規則」に基づいて決定するものとする。
- 5 . 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。
- 6 . 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
- 7 . 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意するものとする。

第8条 利用者サービス

- 1 . 作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、業務責任者の判断により決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整及び公園利用者への説明を行うこと。また、閉園時間を過ぎて作業を行う場合には、あらかじめ調査職員等に作業時間を提出することとする。
- 2 . 修繕作業等を実施する際は、一般来園者に支障がない時間帯で作業することを原則とするが、それが困難な場合は、何のための作業を実施しているかなどの説明を行い、作業の必要性を示して利用者の理解を得る措置を講じること。なお、茅葺の補修など見学の対象となり得る作業については、敢えて来園者の多い時期（時間帯）に実施する事なども考慮すること。

第9条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

管理を許可した施設等に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、速やかに調査職員等に

報告すること。

第10条 大規模な修繕

大規模場修繕は近畿地方整備局において行うので、詳細は調査職員等との協議によるものとする。

第11条 作成書類

1. 作業計画書

事業者は、調査職員等が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の点検・修繕等については、「共通仕様書」第15条で示す書類のほか、作業計画書（工程表含む）を作業前に作成して調査職員等に提出すること。なお、遊具点検の作業計画書にあつては、作業実施日、作業内容、作業手順、作用範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者、点検の作業中に利用を中止した方が良くと判断された遊具の取り扱いと処置方法、連絡手順について記載すること。

2. 事業者は次表に掲げる書類を作成すること。業務完了時には、実施状況等の記録書として添付すること。なお、作業に際し公園利用者の施設利用に制限が生じる場合は、調査職員等の指示により作業日報等を提出すること。

作成書類		
書類名	提出先	作成期限
作業打合簿	調査職員等	打合せ毎に終了後、速やかに
施工図書	調査職員等	施工後、速やかに
作業記録写真 1	調査職員等	作業終了後、速やかに
遊具点検関係：定期・精密点検記録簿 2	調査職員等	作業終了後、速やかに
遊具点検関係：写真帳 3	調査職員等	作業終了後、速やかに
水景施設水質管理関係：点検報告書 4	調査職員等	作業終了後、速やかに
水景施設水質管理関係：適合確認検査簿 5	調査職員等	業務終了後 10 日以内に
その他調査職員等が指示する書類	調査職員等	指示に従う

1)、4)、5) 水景施設水質管理関係書類については、調査職員等が指示する主要な水景施設に係るものを提出すること。

2) 点検実施後、(一般社団法人)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき作成すること。

3) 客観的な判断材料として、必要に応じて遊具施設の劣化や破損状況を写真に記録。写真は、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、点検表と照合できるよう、点検実施後、速やかに整理すること。

第2編 建物維持修繕等

第12条 管理水準

事業者は、建物の外観及び内部を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第13条 建物・休憩所等修繕

参考資料2「主要建築物一覧」に示す建物・休憩所等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が行う。

- 1) 外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防腐、防錆等の点検を行う。
- 2) 自動ドアについては、原則年4回保守点検を実施するものとする。
- 3) 冬期は、凍結防止措置（水抜き）を実施するものとする。
- 4) 木造建築（一部茅葺）が多くを占める神戸地区の建物については、専門家の助言を得て適宜管理すること。

第14条 便所修繕

園内の便所について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、冬季は、凍結防止措置を実施し、配管・衛生器具の機能維持に努めること。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局において行う。

第15条 その他修繕

建物の維持修繕において、下表に示す本個別仕様書第13条及び第14条に該当しない建物については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

名称（淡路地区）	名称（神戸地区）
温室A	炭焼窯
温室B	ピザ窯（里山交流館前）
ピザ窯	

第3編 建物設備維持修繕

第16条 管理水準

空調設備及び昇降機の機能を常に安全かつ良好に維持するため軽微な修繕及び点検を行うものとする。

第17条 空調設備維持修繕等

園内の建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。また、夏前および冬前の年2回、専門技術者による点検を行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。(参考資料32「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第18条 昇降機等設備保守点検等

園内の建物に設置されている昇降機等設備について、国土交通省が定めた「建築保全業務共通仕様書」に基づき点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。(参考資料32「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第19条 消防設備維持修繕等

園内の建物内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。(参考資料32「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第20条 その他

建物設備の維持修繕において本個別仕様書第16条から第19条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。

第4編 園路広場維持修繕工、その他維持修繕

第21条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第22条 園路・広場維持修繕等

舗装、階段、サイン・ファニチャー、手摺・柵等について、適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行うこと。

第23条 灘川維持修繕等

淡路地区を流れる灘川において、利用者が川辺に下りて水に安全に親しめるように、適宜巡回点検し、護岸やせせらぎ広場等の親水施設の保全・整備を適切に実施するものとする。

第5編 遊具維持修繕工、その他修繕

第1章 基本事項

第24条 管理水準

遊具について、劣化や(一般社団法人)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

なお、遊具の点検は幼児や児童が遊具の利用者であることから、次の各号に掲げる事項に配慮して行う。

- 1) 安全性の確保
- 2) 機能の保持
- 3) 美観に配慮した形姿の維持

第25条 用語の定義

1. 「点検責任者」は、(一般社団法人)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有するものであること。
2. 「点検担当者」は、(一般社団法人)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは、調査職員等が同等と認めたものとする。
3. 「同等と認めた者」とは、(一般社団法人)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員等が認めた者をいう。
4. 「作業」とは、遊具の定期点検をいう。
5. 「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)
6. 「日常点検」とは、目視診断、触手診断、聴音診断等により、遊具の異常、劣化等の有無を調べるために日常的に行う点検をいう。
7. 「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。
8. 「SP表示認定企業」とは、(一般社団法人)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ、(社)日本公園施設業協会が定めた規格「S : 2008QMS - SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(一般社団法人)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。
9. 「SP点検済シール」とは、「SPマーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができるシールをいう。

第26条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第27条 事業者の負担

点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

第28条 点検の種類

点検には、「日常点検」と「定期点検」がある。

事業者は各点検の内容とその必要性を正しく理解した上で業務計画書を立案し、調査職員等に承諾を受けてから点検を実施しなければならない。

第29条 診断の方法

遊具の点検は、点検表を作成し、診断することで安全性を確認すること。

診断方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

1) 目視診断

遊具の外観・形状をみてその劣化状態を診断する方法

2) 触手診断

遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法

3) 聴音診断

遊具の可動部を動かし、発生する音からガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法

4) 打音診断

遊具を点検ハンマー等で軽打し、異音の有無を判断し、その劣化状態、亀裂、ボルトの緩み等を診断する方法

5) 揺動診断

遊具本体を揺り動かし、仕様に対応できるかを診断する方法（複合系遊具の場合は単体ごとに行う）

6) JPFA 検査器具による判定

JPFA が開発した器具で遊具の規準（JPFA - SP - S : 2014）に適合しているかを調べる方法

7) ノギスによる測定（JIS 認定商品を使用する）

8) メジャーによる測定（JIS 認定商品を使用する）

9) 傾斜計による測定

第30条 遊具日常点検等

1. 日常点検を行う者は、遊具の外観を目視し、必要に応じて触診により部材の腐食、亀裂、変形、ボルトの脱落等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、合わせて設置面や植栽等を含めた遊具周辺の確認も行う。
2. 点検頻度は、遊具毎に日1回以上実施する。また、遊具維持修繕の担当職員による点検を月1回

実施する。

3. 点検対象遊具は、以下の通りとする。

< 淡路地区 >

名称	エリア区分	設置場所
タマネギ各種	風エリア	夢っこランド
メロディウォール		
フレキシジャングル		
ザイルジャングル		
ネットジャングル		
トンネルメイズ		
パネル遊具		
亀の砂場		
スパイラルクライム		
スパイダーネット		
スパイロスライダー		
ネットクライム		
パイプクライム		
空中散歩		
空中トンネル	風エリア	夢っこランド
ボータークライム		
チューブスライダー		
うず巻きネット		
ルボア風車		
ターボツイスター		
リングラダー		
スライドワインダー		
竜巻スライダー		
上昇気流スライダー		
そよ風スライダー		
つむじ風スライダー		
パネルくぐり		
スロープ砂場		
イルカ	花エリア	夢っこランド
カーブスライダー		
ダブルスライダー		
風エリア全域		
ピックフラワーデッキ		
飛び込むクジラのロープウェイ		
タイヤステップ		
ウォールクライム		
四連スライダー		
V字ブリッジ		
サンダートンネル		
ネットクライム		
小波デッキ		
大波デッキ		
さざ波デッキ		
パネルくぐり	水エリア	夢っこランド
リングタワー		
チューブスライダー		
もしもしパイプ		
花エリア全域		
元気の帆		
ボードロープ		
船首ネット		
甲板ネット		
パネルくぐり		
チューブスライダー		
ネットのぼり		
ローラー滑り台		
ウォーターガン		
ウォーターツリー		

ウォータードーム	雲の砦	子供の森
ウォータートンネル		
みのむしブランコ		
水エリア全域		
ゴロゴロスライダー(海側)		
ゴロゴロスライダー(山側)		
滑り台		
そらのとりで		
ジャングルジム		
床等のクッション材及びワーム		
天空のリング		
よじのぼりネット		
よじのぼり壁		
くねくねサンゴ		
玉突きロープ		
ジャックとまめの木		
本体構造物		
橋		
子供の水辺		
雲の砦エリア全域		

< 神戸地区 >

名 称	エリア区分	設置場所
ローラーコースター	遊びの森地区	森のゾーン

- 4．公園内巡視時に日常点検を行う者は、点検箇所や点検方法をよく理解したうえで日常点検を実施すること。
- 5．事業者は、対象となる遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、日常点検記録簿を精査したうえで、保管しておく。
- 6．点検履歴については、遊具履歴書を作成、追記、修正をすること。
- 7．台風や豪雨等の異常気象時や震度5以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのある場合に、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似遊具等で事故があった場合も点検を行うものとする。

第31条 遊具詳細点検

- 1．定期点検を完了させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。
- 2．事業者は、点検責任者を定め調査職員等に事前に提出することとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。
- 3．点検を行う日時等は、作業計画書により実行する。
- 4．点検対象遊具は、日常点検に準ずる。
- 5．遊具の点検内容は、(一般社団法人)日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づいて実施し、その結果について定期点検記録簿としてとりまとめ報告する。
- 6．点検作業の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一般社団法人)日本公園施設業協会認定の、JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用して行う。

7. 点検作業と点検表に基づく判定は別の者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。
8. 点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせ、総合的な機能判定を行うこと。その判定基準については、必要に応じ事前に調査職員等と協議をしておくこと。
9. 定期点検は、年1回実施すること。
10. 点検終了後、「合格」と判断された遊具は、調査職員等に報告し、「SP 点検済みシール」を貼付出来る遊具には点検実施時期を明記して添付する。

第32条 遊具維持修繕等

点検により確認された破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。

第33条 その他

1. 点検作業においては、安全管理を徹底し、作業中であることを掲示して、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずること。
2. 定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告すること。
3. 点検で異常が発見された場合、もしくは、異常の可能性がある場合は、使用禁止が妥当と判断される遊具について、業務計画書等で事前に調査職員等と打ち合せた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、公園利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて、調査職員等に速やかに報告する。
4. 点検作業は、作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事する。
5. 本仕様書に記載されていない事項については、(一般社団法人)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA - SP - S : 2014」を参考にすること。

第2章 その他修繕

第34条 管理水準

事業者は、公園内を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスに努めることとする。

常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の観察を行い、善良なる管理を行うものとする。

第35条 その他修繕等

園路広場及び遊具以外の工作物について、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うこと。(参考資料3 2「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第6編 電気設備維持修繕

第36条 管理水準

使用電力量を計測するとともに、参考資料32「工作物維持修繕主要箇所位置図」に示す電気設備(分電盤、照明設備、監視カメラ設備等)、変電所、非常用発電所、常用発電機等の電気設備について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため、適時巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕を適切に行うものとする。

第37条 電気設備維持修繕等

1. 事業者は、月1回、調査職員等が指示する日に各電気メーターの確認を行うこと。調査職員等の指示による負担金割合の算定方法に従い、電気メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を翌月の月初めまでに調査職員等に提出すること。
2. 分電盤・配電盤等や照明設備及び参考資料32「工作物維持修繕主要箇所位置図」に示す施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。なお、分電盤については、年1回絶縁測定を行う。
3. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うこと。
4. 落雷があった場合には、翌日の開園までに電気設備の巡回点検を行うこととする。
5. 休園日に電気設備において異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講じること。

第7編 汚水・排水施設維持修繕

第38条 管理水準

汚水・排水施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため、点検及び小規模な修繕を行うものとする。
(参考資料3 2「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照)

第39条 汚水・排水施設維持修繕

1. 事業者は、日常、適宜巡回点検し、分電盤のブザー音の確認等を行い、異常があれば小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。
2. 台風や大雨が予想される場合は、巡回点検を行うとともに、適切な対策を講じるものとする。
3. 繁忙期においては、汚水・排水施設の稼働状況を確認するとともに、法定点検の受託者等と連携し、汚水・排水施設の処理能力に沿った調整を行うこと。
4. 降雨時等に雨水ます等の状況及び土砂の堆積の有無を目視により確認し、必要に応じて堆積物の除去等を行う。

第8編 給水施設維持修繕

第40条 管理水準

本公園の全施設の使用水量を計測するとともに、参考資料32「工作物維持修繕主要箇所位置図」に示す給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため、点検及び小規模な修繕を行うものとする。

第41条 給水施設維持修繕等

1. 事業者は、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。
2. 1日2回（開園前1回、閉園後1回）、水道メーターの確認を行うこと。調査職員等の指示による負担金割合の算定方法に従い、水道メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員等に提出すること。
3. 滅菌装置について、逆流止め玉弁およびサイホンブレーカーの動作や薬剤残量等の確認を行うこと。
4. 点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を行う。
5. 冬季の園内給水施設凍結による断水及び器具の破損を防止するため、水抜き等の凍結防止作業や一部の水飲み・手洗いの閉栓作業を行うものとする。
6. 繁忙期は、配水管の水圧が低下しないよう、適切な措置を講じること。
7. 夏季及び冬季においては、使用水量を調整する等の適切な措置を講じ、機能の維持に努めること。

第9編 親水施設水質管理

第42条 適用

本編を適用する親水施設は、親水利用を前提とした次の施設をいい、神戸地区における農業用水路やため池は、適用の対象外とする。臨時に足水、遊戯用スプリンクラーを設ける場合についても、次条の管理水準の規定を適用する。

淡路地区：夢っこランド（水の遊具、じゃぶじゃぶ池）、子どもの森（水遊び場）

第43条 管理水準

水景施設である水遊び場を常に安全かつ良好に維持するために、関係法令を遵守するとともに、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）に基づき、4月から10月を供用期間とし、供用期間中は以下の水質を保つよう管理を行うこと。

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	pH値 5.8以上 8.6以下	毎月1回以上
濁度	2度以下	
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	
大腸菌群	検出されないこと	
一般細菌	200CFU/ml以下	
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上 0.4mg/L以下であること。また、亜塩素濃度は1.2mg/L以下であること。	毎日午前中1回以上 及び午後2回以上
総トリハロメタン	0.2mg/L以下が望ましい	毎年1回以上

利用者が多数である場合等汚染負荷量が大さい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

第44条 水景施設保守点検等

業務計画書に基づいて、次の各号に示す水景施設の巡視・点検を行う。

1. 運転前及び運転中に毎時1回、電気系統、バルブの開閉、水位、異音の確認等の点検を行う。
2. 巡視・点検結果は、点検報告書として作成し保存する。
3. 水質検査の結果、残留塩素濃度が基準値を下回る場合は、固形塩素剤を投入するなど、必要な措置を速やかに講じること。
4. 淡路地区において兵庫県洲本健康福祉事務所の水質検査等が実施されるときは、協力すること。
5. 下表に示す施設については、年1回、稼動時に専門技術者による点検を行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。

名称（淡路地区）
大型複合遊具（夢っこランド）
子供の森

第10編 その他設備維持修繕

第45条 管理水準

下表に示す本公園の設備等について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び修繕を行うものとする。

名称（淡路地区）	名称（神戸地区）
上下水関連施設、水循環設備、放送設備、電話設備等	上下水関連施設、放送設備、電話設備等 ため池及び農業用水路等

第46条 水循環設備維持修繕等

園内の循環水ポンプ場、循環水配管等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。なお、法定点検は近畿地方整備局において行うので詳細は調査職員等との協議によるものとする。（参考資料3 2「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

第47条 放送設備保守点検等

日常、園内の放送設備、スピーカー、配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を年1回行い、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（参考資料3 2「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

第48条 電話設備維持修繕等

日常、園内の電話設備、配線等について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（参考資料3 2「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

第49条 ため池及び農業用水路の水質管理ならびに維持修繕等

神戸地区におけるため池及び農業用水路等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うこと。（参考資料3 2「工作物維持修繕主要箇所位置図」参照）

なお、ため池などの農業用水の水質基準については、参考資料3 3「農業用水に関する基準等」に基づき適切に管理することとするが、詳細は調査職員等との協議によるものとする。

第 1 1 編 園内清掃、公園内建物清掃

第 1 章 基本事項

第 5 0 条 管理水準

公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況に適切に対応するため、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するとともに、周辺地域に配慮した実施時期の調整を行うものとする。

第 5 1 条 消耗品

本清掃作業に必要な消耗品については、支給しない。

第2章 清掃

第52条 建物、休憩所等清掃

1. 日常清掃

- 1) 壁、床、扉、窓、柱、ベンチ、机、イス、黒板等は、掃き掃除、拭き掃除を行い、公園利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。
- 2) くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等がある場合は、速やかに取り除くものとする。
- 3) 天井、照明器具、展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。
- 4) 清掃箇所及び実施頻度は下表を原則とし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定するものとする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
管理棟	1回/日	管理棟	1回/日
ビジター棟	1回/日	里山交流館	1回/日
淡路口ゲート棟	1回/日	木工棟(茅葺屋根)	1回/使用後
東浦口ゲート棟	1回/日	木工棟(瓦葺屋根)	1回/使用後
海岸口ゲート棟	1回/使用後	長屋門	1回/日
連絡口ゲート棟	1回/日	伝庫の家	1回/日
海のテラス	1回/日	里山情報館	1回/日
海のテラス(ブース棟)	1回/日	農村舞台	1回/使用後
ガーデニング棟	1回/使用後	農村舞台控室	1回/使用後
温室(A棟)	1回/使用後	白拍子の家	1回/使用後
温室(B棟)	1回/使用後	厨房棟	1回/日
展望回廊	1回/日	相談が辻の家	1回/使用後
空中回廊	1回/日	棚田景観休憩所	1回/日
広告棟	1回/日	白拍子倉庫	1回/使用後
あずまや	1回/日		
パーゴラ(芝生広場)	1回/日		
パーゴラ(大地の虹)	1回/日		

2. 定期清掃

- 1) 床面シートの清掃(ポリッシャーまたはスチーム洗浄後のスクイージーによる汚水除去、水モップによる拭き上げ、ワックス塗布、拭き上げ)のほか、タイルやジュートン、窓、網戸等を対象とした室内清掃を行うこと。
- 2) 屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。
- 3) 建物の周りに堆積した落ち葉、枯れ枝を除去すること。
- 4) 外壁、軒下、扉、窓等の汚れを除去すること。
- 5) 清掃箇所及び実施頻度は下表を標準とする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
管理棟	1回/年	管理棟	1回/年

ビジター棟	1回/年	里山交流館	1回/年
淡路口ゲート棟	1回/年	木工棟(茅葺屋根)	1回/年
東浦口ゲート棟	1回/年	木工棟(瓦葺屋根)	1回/年
海岸口ゲート棟	1回/年	長屋門	1回/年
連絡口ゲート棟	1回/年	伝庫の家	1回/年
海のテラス	1回/年	里山情報館	1回/年
海のテラス(ブース棟)	1回/年	農村舞台	1回/年
ガーデニング棟	1回/年	農村舞台控室	1回/年
温室(A棟)	1回/年	白拍子の家	1回/年
温室(B棟)	1回/年	厨房棟	1回/年
展望回廊	1回/年	相談が辻の家	1回/年
空中回廊	1回/年	棚田景観休憩所	1回/年
広告棟	1回/年	白拍子倉庫	1回/年
あずまや	1回/年		
パーゴラ(芝生広場)	1回/年		
パーゴラ(大地の虹)	1回/年		

第53条 便所清掃

1. 日常清掃

- 1) 清掃箇所は、下表のとおりとする。
- 2) 清掃中は、便所の利用者の利便性に配慮すること。
- 3) 衛生器具(便器、手洗い器等)、壁、天井、床、ブース、扉、窓、その他建具、鏡、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに対応する。
- 4) トイレトペーパー及び石鹸水が常時あるように補充すること。
- 5) 汚物入れ等の清掃等を行うこと。
- 6) 清掃箇所ごとの実施頻度は下表を原則とし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定するものとする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
トイレ(船着場周辺)	1回/日	長屋門前駐車場便所棟	1回/日
トイレ(子どもの森)	1回/日	農家のにわ便所棟	1回/日
トイレ(模様花壇)	1回/日	相談が辻の家便所棟	1回/日
トイレ(芝生広場)	1回/日	棚田景観便所棟	1回/日
トイレ(花の庭園)	1回/日		
トイレ(芝生広場)	1回/日		
トイレ(海のテラス)	1回/日		

2. 定期清掃

- 1) 屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去すること。
- 2) 建物の周りに堆積した落ち葉、枯れ枝を除去すること。
- 3) 衛生器具(便器、手洗い器等)、壁、軒下、天井、床、ブース、扉、窓、鏡、照明器具等の汚れを除去すること。
- 4) 実施頻度は原則年1回とし、各便所の汚れ具合等により適宜回数を設定するものとする。

3. 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

第54条 園路・広場、池・水遊び場等清掃

1. 日常清掃

- 1) 対象区域は全園を区域とする。ただし、「国営明石海峡公園収益施設等管理運営規定書」の対象である収益施設は除く。
- 2) 拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去や掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、工作物をきれいな状態に保つこと。
- 3) 園路、広場、排水柵、排水溝の土砂等を除去すること。
- 4) 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行うこと。
- 5) くず籠や喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行うこと。
- 6) 池等の水面のごみや落ち葉等を網等で随時除去すること。
- 7) 外灯、時計や温度計、駐車場管制、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行うこと。
- 8) 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際に調査職員等の判断により当該箇所を清掃するものとする。
- 9) 実施頻度は下表を原則とし、各施設の汚れ具合等により適宜清掃回数を設定するものとする。

実施頻度	
最繁忙期(4月～5月)	1回/日
繁忙期(10月～11月)	
通常期(6月～9月、3月)	
閑散期(12月～2月)	土・日・祝日:1回/日、平日:1回/週

2. 定期清掃(池・水遊び場等の洗浄、ため池及び農業用水路)

- 1) ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類や夾雑物、汚泥を除去し、池の底部、側面部、景石等の高圧洗浄機を使用した洗浄作業及びブラッシングを行うこと。
- 2) 底部、側面部、景石等の汚れを所定箇所へ処理した後、池部への給水及びポンプを始動すること。
- 3) 清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は下表の通りとする。
- 4) 神戸地区のため池の浚渫はかいぼり(植物管理仕様書第51条)により毎年度1か所程度を選定し年1回を標準として実施する。用水路等の清掃については、年2回を標準とする。

淡路地区		神戸地区	
清掃箇所	実施頻度	清掃箇所	実施頻度
大型複合遊具(夢っこランド)	9回/年	ため池の浚渫	植物管理仕様書参照
子供の森	9回/年	用水路等の清掃	2回/年
天壇テラス	2回/年		
水の樹	2回/年		
みずばしらの広場	2回/年		
丘の噴水	2回/年		
松の谷(二段の滝)	2回/年		
水の棚田	2回/年		

花の池（花隈池と流れ）	2回/年		
空のテラス	2回/年		
灘川	2回/年		
風の丘流れ	2回/年		
黄昏の庭噴水	2回/年		

4) 汚水ポンプ等の汚水・汚泥は、浄化槽法その他関係法令に従って汲み取るとともに清掃を行い、あらかじめ調査職員等に作業時間を提出することとする。

3. 定期清掃（園路・広場の舗装部分等の洗浄）

- 1) 藻や土砂等による汚れが顕著な部分の高圧洗浄機を使用した洗浄作業を行うこと。
- 2) 園路、広場、排水柵、排水溝の土砂等を除去すること。
- 3) 腐食・破損したテーブル、ベンチ等を撤去すること。
- 4) 作業時間は調査職員等の判断による。

4. 大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃するものとする。

第55条 ごみ回収運搬工

1. 軽トラックにより、園内各所に存在するごみ箱から所定の集積箇所に運搬するものとするし、ごみは、各地区の所在地の市の分別区分に従って分別を行うこと。なお、大型イベント、花見の時期等、大量のごみの発生が予想される場合は、臨時ごみ箱を設置し、公園利用者に分別指導を行う等、適切な措置を講じること。
2. ここでいうごみとは園路上の落ち葉、枯れ枝も含むものとするものとし、一般廃棄物として処分する。
3. ごみ運搬箇所については、別途指定するものとするものとする。
4. 生ごみについては、植物性の廃棄物と併せて、堆肥化を行うこと。

第56条 除雪等

1. 降雪時等に、本公園の機能を維持するために、玄関周り、出入口周り、園路等において、機械及び人力により必要な除雪を行う。
2. 事業者は、除雪作業を円滑に実施できるよう無積雪時の状態を確実に把握し、路面や縁石等各工作物に損傷を与えないようにしなければならない。

第57条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)及び関係法令に従って、適正に処理すること。